○藤岡市小規模林地開発指導要綱

 (趣旨)

第１条　この要綱は、藤岡市森林整備計画区域内の森林を伐採した後の土地を適正に利用するよう誘導することにより伐採跡地及びその周辺の地域における土砂の流出や災害を未然に防止するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる開発行為)

第２条　この要綱は、藤岡市森林整備計画区域内の森林において、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。) のうち、面積が１ヘクタール以下の規模の開発行為について適用する。ただし、太陽光発電設備の設置又は変更を目的とする場合は、０．５ヘクタール以下の規模の開発行為について適用する。

２　前項の規定に関わらず、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

 (計画書の提出及び指導)

第３条　市長は、前条第１項に規定する開発行為を計画している者 (以下「小規模林地開発者」という。)に対して、森林法第１０条の８の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書の提出と併せて小規模林地開発計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)の提出を求め、開発に伴う災害発生の防止等について様式第2号により指導するものとする。

２　市長は、前項の計画書の提出を受けた場合は、現地調査を実施し、是正すべき状況を確認したときは、小規模林地開発者に対して必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(説明会の開催)

第４条　市長は、小規模林地開発者に対して、開発行為を行うに際し事前にその内容、規模及び工事施工方法等について地元説明会等を開催するよう求めるものとする。ただし、軽微な開発行為であると市長が認める場合はこの限りでない。

２　市長は、小規模林地開発者が前項の規定により地元説明会等を開催したときは、説明会等実施状況報告書(様式第3号)による報告を求めるものとする。

(計画の変更)

第５条　市長は、小規模林地開発者が第3条第1項の規定により提出した計画書の内容を変更し、又は中止しようとするときは、小規模林地開発計画変更(中止)届(様式第4号)の提出を求めるものとする。

(関係機関との連携)

第６条　市長は、連続した開発行為により、1ヘクタール（太陽光発電設備の設置又は変更を目的とする場合は、面積の合計が０．５ヘクタール）を超える開発となるおそれがある場合、開発目的自体に許認可を必要とする場合又は計画内容を逸脱して違法状態であることを発見した場合は、庁内関係課、群馬県藤岡森林事務所等の関係機関（以下「関係機関等」という。）に速やかな情報提供に努めるとともに、関係機関等と連携して指導するものとする。

 (完了報告及び確認)

第７条　市長は、小規模林地開発者に対して、開発行為完了後速やかに小規模林地開発完了届(様式第5号。以下「完了届」という。)の提出を求めるものとする。

２　市長は、前項の完了届の提出を受けたときは、現地の状況を確認するものとする。

(補則)

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附　則(令和4年告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和5年告示第33号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。